■ＬＰ料金高騰対策支援金　よくある質問（Ｑ＆Ａ）

9月14日時点

No	カテゴリ	Q（質問）	A（回答）
1	値引きの対象者について	値引きの対象者は。	液化石油ガス法第２条第２項で規定される一般消費者等、三重県内でＬＰガスを使用している（開栓状態）の者になります。その中で、さらに条件があります。 【対象となる者】 ・ 体積販売で供給されている者 ・ 国又は地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設 【対象外となる者】 ・質量販売で供給されている者 ・ 国又は地方公共団体の施設であっても、事務を執行するための施設
2	値引きの対象者について	三重県内でＬＰガスを使用する者というのは、メーターの住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。	三重県内にＬＰガスを使用する住所（ガスメーター設置住所）が対象であり、消費者住所は、県内、県外を問いません（学生、単身赴任者な
3	値引きの対象者について	事業所が県外にある販売事業者であるが、三重県内の一般消費者等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。	対象になります。
4	値引きの対象者について	使用量が０㎥、利用実績が無い場合は支援の対象になるのか。	閉栓中の場合（基本料金が発生していない）は対象外です。開栓中（基本料金が発生）、又は中途で開栓・閉栓をした場合でも、値引実施期間内に検針を行った場合には、０㎥であっても値引きの対象となります。
5	値引きの方法について	値引きをするガス料金は、基本料金、従量料金どちらからでも良いか。	基本料金と従量料金の合計からであれば、値引きの内訳は問いません。
6	値引きの対象者について	一つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。	２世帯住宅など、同敷地内であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。
7	値引きの対象者について	事業所などで使用されるＬＰガスも本事業の対象に含まれるのか。	本事業の対象は、液化石油ガス法第２条第２項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。
8	値引きの対象者について	居住棟とビニールハウス等の別棟が存在しており、それぞれ別契約し、それぞれのメーターで計測している場合、値引対象はどうなるか。	検針票が発行されているガスメーターごとに、値引きの対象となります。 ただし、農作物の栽培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、それぞれの契約について、値引対象となるかご確認ください。
9	値引きの方法について	不良債権需要家（料金滞納者）の滞納ガス料金への充当は、可能か。	滞納ガス料金への充当は出来ません。
10	値引きの対象者について	コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。	対象になります。
11	値引きの対象者について	病院、上下水道、競艇、競輪は対象か。 消費者が民間企業の場合で、ガスの使用用途が公民館等の場合は値引き対象となるか。 また市が委託している指定管理施設はどうか。	地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設は対象になります。
12	値引きの対象者について	契約は別で、氏名は同じ契約の場合、別でカウントされるか。	契約が別で、それぞれにメーターが設置され検針が行われているのであれば、別でカウントします。
13	値引きの対象者について	居酒屋やコインランドリーは対象内となるのか。	居酒屋、コインランドリーは、液化石油ガス法第2条第2項に 規定される一般消費者等に含まれるため支援対象です。
14	値引きの対象者について	基本料金がない顧客は対象となるのか。 従量料金の場合でも対象となるか。	開栓中であれば従量料金のみの請求であっても支援対象となります。
15	値引きの対象について	料金を滞納された場合（値引実施期間中に検針を実施・請求し、翌月の売上までに支払いがなされなかった場合）、請求行為済みでも支援対象となるのか。料金収納ができない場合はどうなるのか。	事業者様からご請求いただいておりますので、支援対象となります。 （値引き検針・請求を行っていれば、支払いがあったかどうかに関わらず対象となります。）
16	値引きの対象について	閉栓後、同地区へ転居された場合でも、各検針が支援対象となるのか。	基本的にはメーターごとの支援金のため、地区内の転居であっても支援対象となります。
17	値引きの対象者について	産業廃棄物の施設については対象となるのか。	その施設におけるＬＰガスの使用用途を確認してください。工業用として使用されている場合は支援対象外です。ただし施設内事務所において冷暖房用、飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用として使用されている場合は支援対象となります。
18	値引きの方法について	値引きは、消費税課税前か、課税後か。（値引きのイメージ）	原則、元値（課税前）から税抜き900円を値引きした金額に対して、課税してください。 ただし、システム上対応が難しい場合は、課税後の請求額から値引きすることもできます。この場合、「税込・かつ990円」の値引きとなりますので、ご注意ください。 （例）値引き前：元値のガス料金（税抜き8,000円）から値引く場合 8,000円（元値）－ 900円（値引き・税抜き）＝ 7,100円 7,100円 × 1.1（消費税）＝ 7,810円 ⇒消費者への請求額（値引き後）： 7,810円 （例）課税後の請求額（税込8,800円）から値引く場合 8,800円 － 990円（値引き・税込）＝ 7,810円
19	値引きの方法について	繰り越し処理を実施し、値引実施報告書の請求金額がマイナスの表示があってもよいか。	値引きできなかった分を翌月に繰り越すことはできません。

No	カテゴリ	Q（質問）	A（回答）
20	値引きの方法について	900円の値引きということだが、値引実施月の料金が900円に満たない場合の扱いはどうなるのか。	値引実施期間の請求額が900円に満たない時は値引き額は請求額と同額での値引き（ゼロ円請求）をお願いいたします。なお、値引きできなかった分の翌月への繰り越しはできません。
21	値引きの方法について	同一消費者で、１か月に２回検針を行う場合がある。 例えば、値引実施期間に定期検針を行った後、同月内に退去による中途閉栓を行った場合は、同月内にもう一度検針を行うことがある。この場合、同月内に実施した２回の検針分で、それぞれ900円を値引きしてよいのか。	例えば10月・11月検針分にて値引きを行う場合、10月に2度の検針が発生した場合は、値引きを実施していただくことが可能です。 これは2度目の検針を、次月分（11月検針分）の値引きとして処理するためです。 ただし、11月検針分において2度の値引きが発生した場合は、原則として対応不可（既に10月分の値引きを実施しているため、11月に2回の値引きを行ってしまうと、計3回の値引きを実施することになってしまう）となる旨ご了承ください。
22	値引きの方法について	１つの家庭でメーターが２つあり、支払いは請求書１枚となる場合はどのように値引きを行えば良いか。	それぞれのメーター単位で最大900円の値引きを行ってください。 （請求書の合算に関わらず、メーター１台あたり値引きが可能です。）
23	値引きの方法について	同敷地内でメーター２つを１枚の検針票にまとめている場合は、１枚の検針票として提出してよいのか。	検針したメーターの値が別々の明細に分かれていれば問題ありません。 値引実施報告書に契約書番号を記載いただきますが、メーターごとに行を分けて記載いただきますようお願いいたします。
24	値引の方法について	ガス設備料金として明示している限り、値引対象としてよいか。	設備料金からの値引きは、ＬＰガスの供給に不可欠であり、かつLPガス使用に伴って消耗する設備に限ります。例えば、ＬＰガス配管等の設備費用は値引き対象となりますが、電気エアコンやインターフォン、Wi-Fi機器など、ガス消費とは関係がない設備費用は、令和８年７月１日以前の既存契約であっても値引きの対象外です。
25	値引対象期間の考え方	検針は値引実施期間内に行い、請求が翌月になる場合も、支援金の対象となるのか。	値引実施期間は検針日により判断します。検針が値引実施期間内に行われていれば、請求が翌月となっても対象となります。
26	値引きの周知について	値引き金額のみしか検針票に明示できず、周知ができない場合はどうすればよいか。	検針票以外の別紙（値引きお知らせカード等）で周知いただければ問題ありません。
27	値引きの周知について	表裏でガスと電気の検針票となっており、裏面の電気の明細に値引きの周知を記載してもよいか。	消費者等にわかるように記載されていれば可能です。
28	値引きの周知について	値引きの周知と値引き額の明示を案内するタイミングが異なるが問題ないか。	問題ありません。
29	値引きの周知について	請求書について、最大900円という明示のみで、値引額を記載しないことは可能か。 また、請求書の空いたスペース等に手書きでも問題ないか。	システム上、検針票には値引き後の金額が出ないこともあるため、最大900円という表記で問題ありません。 値引お知らせカードで値引きの周知・値引額の明示ともに網羅できるものとなっているためご活用ください。 請求書への空いたスペースへの手書きでも問題ありません。
30	値引きの周知について	①検針票や請求書に『三重県からの支援による値引き』などの説明書きを表示できない場合、どうすれば良いか。 ②①に加え、『値引き額』自体が表示できない場合は、どうすれば良いか。（値引き自体は実施。）	①「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付して消費者にお渡しいただく対応をお願いします。 ②この場合も、「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付いただき、値引前の料金から三重県の事業で最大900円の値引きがなされていることを消費者に知らせてください。
31	値引きお知らせカードについて	値引きお知らせカードを送ってもらうことに費用はかかるか。	かかりません。 交付申請書の該当欄に希望する部数を記入してください。
32	値引きお知らせカードについて	「値引きお知らせカード」は交付決定を待たずに送ってもらえるのか。また、データでダウンロードできるのか。	交付申請で希望いただいた枚数を、交付決定を待たず順次送付します。 また、データは特設ホームページからダウンロードできます。
33	消費者向けチラシについて	消費者向けチラシがあるがこれはどのように活用するのか。 依頼すれば契約者分の枚数をもらえるのか。	値引きの周知に活用いただくことを想定しています。交付申請で希望いただいた枚数を、交付決定を待たず順次送付します。 また、チラシのデータは特設ホームページからダウンロードできます。
34	消費者向けチラシについて	消費者向けチラシを配布することは、任意でよいか。	事業者が行うべき契約者への周知の手段として、チラシを配布するかどうかは任意です。
35	値引き額の明示について	支援金は税抜き金額とのことだが、顧客への請求書は消費税込みの総額表示となっており、値引額の表示が税込み表示（990円）となるが、構わないか。	システムの都合等やむを得ない場合に限り、可能とします。 ただし、その場合であっても、支援金額の値引きの原資は、値引額から1.1で割り戻した金額で計算します。
36	値引き額の明示について	自社独自の値引きを既に実施しており、加えて本支援事業の値引きを行うことになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。	三重県の支援事業による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票に紙面の都合上その旨表示ができない場合は、値引きお知らせカードを活用いただくなどの対応をお願いします。
37	交付申請	申請書には、振込口座の情報を確認できる通帳の写しを付ける必要がありますが、なぜ必要なのでしょうか。	支援金の振込先口座を確認するため、ご協力をお願いします。
38	交付申請	支援金の交付申請をしたが、交付決定までにどのくらいの期間を要するのか。また、交付申請をしても、交付決定されない場合はあるのか。	交付申請書の到達から、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３週間程度としていますが、迅速に処理するよう努めます。 また、申請の要件を満たしていれば、原則として交付決定されます。
39	交付申請	申請を行わなかった場合（忘れた場合）はどうなるのか。	申請期限を過ぎた後に申請を希望する場合は、別途相談してください。
40	交付申請	申請方法に不備があった場合、どのように知らせてもらえるのか。	支援金センターから、修正が必要な箇所や理由を電話等でお知らせします。
41	交付申請	書き間違えがあった場合の訂正方法は。 訂正印は必要か（投函前）。	間違えた箇所を二重線で消して、欄外に書き直してください。 訂正印は不要です。
42	交付申請	提出した後に「関係書類」の入れ忘れや添付内容間違いに気づいた。どうすれば良いか。	支援金センター（TEL：0120-361-228）へご相談ください。対応について個別にご案内いたします。
43	交付申請	今どこまで進んでいるか分かる方法はあるのか。	支援金センター（TEL：0120-361-228）へお問合せください。
44	交付申請	ネット銀行のため通帳のコピーが無い。	申請書に記載の金融機関、口座番号、口座名義人等が確認できる書類の写し（WEB上のスクリーンショットも可）をご提出ください。
45	交付申請	県外に本社がある場合どうすればよいか。	県外の本社が申請することも可能です。
46	交付申請	営業所単位での申請もよいか。 その場合、所在地及び代表者の記載は営業所でよいか。	可能です。その場合、法人名に営業所まで記入してください。 また、代表者も営業所の代表者で可能です。

No	カテゴリ	Q（質問）	A（回答）
47	郵送での申請について	交付申請期間について、申請期限までに郵送し消印が付与されていれば有効とされるか。	消印有効です。 申請期限に間に合わない可能性がある場合は、支援金センター（TEL：0120-361-228）へご相談ください。
48	郵送での申請について	交付申請書と実績報告書について、片方WEBで片方紙でもよいか。	可能です。
49	液化石油ガス販売事業登録番号について	液化石油ガス販売事業登録番号は、７桁に加えて、末尾に別の番号が振られているがどこまで記入すれば良いか。	８桁目以降は記入いただく必要は無く、７桁目までご記入ください。
50	実績報告書等の検査について	値引実施確認書類で不備があり、交付不可となる場合もあるのか。	個別に是正対応をさせていただきますが、その結果に不備等があれば支援金を交付できない場合があります。
51	実績報告（値引実施報告書）	販売事業者の事務に煩雑な部分がある。実績報告書の添付書類である値引実施報告書などは省略できないのか。	支援金を支払う上で根拠資料の確認が必要となるため、省略できません。
52	実績報告（値引実施報告書）	実績報告書の添付書類（値引実施報告書）の記載事項として、「値引前の金額」「値引後の金額」とあるが、システム上、どちらかのみの記載しか対応できない。	システム上難しい場合は、契約者番号ごとに毎月の値引額等が分かれば差し支えありません。
53	実績報告（値引実施報告書）	値引実施報告書の提出が、膨大な事務処理のため提出期限に間に合わない。どうしたらよいか。	提出期限を過ぎる場合、支援金確定の処理が進められず、支援金の支払いが遅れる可能性がありますので、ご協力のほどお願いします。
54	実績報告（値引実施報告書）	値引実施報告書は税込み表記でも問題ないか。	問題ありません。 ただし、値引実施報告書に税込み・税抜きを明記してください。
55	実績報告（値引実施報告書）	値引実施報告書はフォーマットを変更してもよいか。	問題ありません。
56	実績報告（値引実施報告書）	値引実施報告書の契約者番号に当たるものが無く、氏名や住所等で管理している。	契約者ごとに任意で番号を付けてください。 また、同一の契約者で２つ以上のメーターがある場合は、メーターごとに契約者番号又は任意の番号を記載してください。 なお、個人情報保護のため、氏名や住所の記載は避けてください。
57	実績報告（値引実施報告書）	実績報告の値引実施報告書は、基本料金のみの記載となるのは問題ないか。	値引実施報告書は、基本料金のみではなく、請求総額の値引前と値引後の金額を記載してください。
58	実績報告（値引実施報告書）	交付申請書は本社から、実績報告書は営業所からの提出でも良いか。	原則として、交付申請をしたところ（本社）から一括で提出してください。 実績報告書を営業所ごとに提出する場合は、交付申請も本社で一括せず、営業所ごとに行うようにしてください。 審査を円滑にするため、各種提出書類は全て同一の提出者で揃えるようご協力をお願いいたします。
59	値引確認書類の検査について	検針伝票などの事業者控えが残らない場合（WEB明細等）、値引きの事実はどう確認するのか。	値引額を明示した検針伝票の写真や、検針データを取り込んだシステムの値引額が確認できるスクリーンショットなどを提出いただき、確認します。
60	値引確認書類の検査について	システムの改修ができず、値引額の明示ができない場合、値引きの事実はどう確認するのか。	検針伝票＋値引額を明示した別紙、又は検針データを取り込んだシステムの値引額が確認できるスクリーンショットなどで確認します。
61	値引確認書類の検査について	値引確認書類の提出対象は無作為に指定されるとのことだが、システム上、指定された値引確認書類を抽出するのが難しい。全ての契約者のデータがまとまったものでも良いか。	問題ありません。 ただし、指定した対象が明確に分かるようにしてご提出ください。
62	値引確認書類の検査について	手書きの伝票（請求書）も値引き確認書類として認められるか。	問題ありません。
63	支援金について	支援金はいつ支払われますか。	実績報告書の検査（値引確認書類の確認）を行った後、確定通知書をお送りし、精算払請求書をご提出いただいた後に、順次支払いとなるため、値引きの実施から支援金の支払いまでに２～３か月程度お時間を頂いております。 お急ぎの場合は、概算払いの利用をご検討ください。
64	支援金について	現金での支給など振込以外の方法での受取はできるのか。	できません。 交付申請書に記載された振込先口座への振込となります。
65	支援金について	振込される際は、事前に連絡をもらえるのか。	振込時の通知はありません。 精算払請求書の内容を確認後、すみやかに支払いの手続きを行います。
66	支援金について	事務費は非課税か。	課税対象です。事務費は税込みで10,000円+100円／件（上限50,000件）です。
67	その他	値引き対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、対象期間は一切のＬＰガス料金の値上げをしてはいけないのか。	調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。
68	その他	交付要領第18条（支援金に係る経理）について説明してください。 どういうものが区分になるのか。郵送代等も含めるのか。	値引実施期間に係る検針票や請求書、三重県や支援金センターにご提出いただいた書類、三重県や支援金センターからお送りした書類など、支援事業に係るものは、他事業とは明確に区別して、保管してください。 なお、事務費の使途まで厳格に管理するものではありませんので、郵送代などの領収書控えの提出をお願いすることはありません。
69	その他	今後も支援金は続くのか。	本支援金は国の交付金を活用して実施しております。今後の支援については、エネルギー価格の推移や国及び近隣県の対応等を注視しながら、実施の要否を検討してまいります。
70	その他	コミュニティガスについて必要な手続きはあるのか。	経過措置団地をお持ちの事業者様は、本支援事業の値引きにあたって国の認可を受ける必要があります。国への認可申請が必要な事業者様には、中部経済産業局から別途案内がありますので、その案内にしたがって手続きをお願いします。 ※手続きの詳細については、中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力･ガス事業課 ガス事業室（TEL：052-951-2820）までお問い合わせください。
71	その他	交付申請後に、社名や振込口座の変更、代表者の交代等があった場合、手続きが必要か。	変更の届出が必要です。詳しくは、支援金センター（TEL：0120-361-228）までお問い合わせください。